

～会計を通じて人に幸せを～

Hirai's レビュー

2014年7月号 (No. 67)

平井会計事務所 税理士 平井満広

〒108-0023 東京都港区芝浦4-19-1

芝浦アイランドケーブタワー-2305号

電話:03-3452-7082 Fax:03-6303-3350

Mail:m_hirai@hirai-ao.com

URL:http://www.hirai-ao.com/

課税？非課税？免税？今さら聞けない消費税のしくみ

消費税の税率が8%に引き上げられて3ヶ月が経ちました。今のところ経済に大きな影響は出ていないようで、このままだと来年(平成27年)10月に税率はさらに上がって10%になる見通しです。税率引き上げの布石として軽減税率導入の議論がスタートするなど今後も話題の中心になりそうな消費税ですが、そのしくみはあまり知られていません。そこで今回はなかでも分かりにくい「課税」、「非課税」、「免税」について考えてみましょう。

◆「課税」、「非課税」、「免税」とは？

消費税というのは、モノを買ったりサービス利用などの消費をした際に代金や料金に上乗せして支払う税金です。消費税のかかる取引のことを「課税」取引といいます。原則、ほとんどの取引が「課税」となりますが、買っても価値が減らないモノ(土地等)や社会的な配慮が必要なサービス(社会保険診療等)は、例外的に消費税の対象になりません。これを「非課税」取引といいます。さらに「課税」取引であっても、国外に輸出されるモノや海外在住の人に提供するサービスなど消費される場所が国内でない場合も、日本の消費税は課税されません。これを「免税」取引といいます。例えばカゼ薬を買う際、一般のドラッグストアで買うと原則取引なので「課税」、調剤薬局で処方されると社会保険診療なので「非課税」、免税店のドラッグストアで海外観光客が購入し、自国に持ち帰るなら輸出なので「免税」となります(※医薬品が免税対象になるのは平成26年10月1日から)。

◆事業者側の処理は

消費税は言葉のとおりモノやサービスを消費する消費者が負担すべき税金ですが、実際の納税の手続きはモノやサービスを提供する事業者が行います。そこで今度は、事業者側の違いに着目して「課税」、「非課税」、「免税」を考えてみます。

①一般ドラッグストアのケース

例えば売上が税抜4,000万円の場合、消費者から預かる消費税は $4,000万円 \times 8\% = 320万円$ となります。お店はこの320万円をそのまま納税するのかというとそうではなく、仕入や経費の代金に上乗せして支払った消費税を引いた差額を納めることとなります。例えば仕入が税抜3,000万円の場合、上乗せした支払った消費税は $3,000万円 \times 8\% = 240万円$ となります。他に経費等がなければ320万円から240万円を引いた80万円が消費税の納税額

となります。ちなみに、粗利額は4,000万円-3,000万円=1,000万円となります。

②調剤薬局のケース

紹介したように、調剤薬局が処方する医薬品は消費税が「非課税」となります。例えば税抜の売上が4,000万円あっても、消費者から消費税を預かることはありません。消費税の納税額はゼロです。一方、医薬品メーカーからの仕入代金には消費税がかかります。例えば仕入代金が税抜3,000万円だと、 $3,000万円 \times 8\% = 240万円$ を代金に上乗せして支払います。この上乗せ部分は調剤薬局の負担となるので結果的に利益を圧縮します。粗利額は4,000万円-3,240万円=760万円となります。

③免税店ドラッグストアのケース

免税店ドラッグストアが海外観光客に医薬品を販売する場合、一定の要件を満たせば輸出と同じ取扱いとなって消費税が「免税」となります。例えば税抜の売上が4,000万円の場合でも、海外観光客から消費税を預かることはありません。そのため消費税の納税額はゼロとなります。一方、メーカーからの仕入が税抜3,000万円あった場合、仕入代金に $3,000万円 \times 8\% = 240万円$ を上乗せして払います。ここまでは調剤薬局と同じように思いますが、実はこの上乗せして支払った消費税(240万円)の取扱いが大きく異なります。調剤薬局の場合は支払った消費税は全額お店の負担となりましたが、免税店ドラッグストアの場合は支払った消費税はナント!国から戻ってきます。事例の場合は還付額は240万円となります。

◆消費税のしくみをしろう

形態	一般ドラッグストア	調剤薬局	免税店ドラッグストア
消費税	課税	非課税	免税
売上高	4,000万円	4,000万円	4,000万円
仕入高	3,000万円	3,240万円	3,000万円
粗利額	1,000万円	760万円	1,000万円
消費税額	80万円の納税	納税なし	240万円の還付

ポイントを表にまとめました。実際のビジネスは消費税以外にも様々な要素が絡むのでどの形態が良いか一概にはいえません。ただ、このようなしくみを知っておけば新しいビジネスチャンスが広がるかもしれませんね。

このお便りは名刺の交換をさせて頂いた方にお送りさせて頂いております。ご不要の場合はご連絡ください。

☆ ブログもご覧いただけたら幸いです。(平日毎日更新)⇒http://blog.goo.ne.jp/hirai_tax/